

中国における世界遺産の入場料の現状と課題

Current Situation and Issues of Admission Fee of the World Heritage Sites in China

謝陽
XIE Yang

1. はじめに

(1) 研究背景

近年中国の観光業が急速に発展し、観光客数が急激に増加し、観光による収入も増加している。多くの観光地にとって、世界遺産は来訪者の誘致、収入の増加をもたらすと期待されているため、登録に向けた取り組みが行われている。一方、世界遺産をはじめとする有名な観光地では入場料の高騰が話題になっている。2004年に北京の6つの世界遺産が入場料の値上げを公表した後、全国の観光地が値上げを続けている。このため、中国では観光地の入場料の高騰と値上げに関する議論が見られるようになった。

(2) 先行研究

すべての観光地を対象にした入場料の研究が多く、中でも世界遺産の入場料に関する研究は入場料の値上げの要因、悪影響などに関して論じたものがある（例えば、張健華、余健輝，2007¹、黄秀琳，2011²など）。また、入場料の価格決定の理論、価格管理について論じている研究がある（方璇，2008³、黄英，2011⁴）。他に、外国の入場料制度と比較して、中国の入場料妥当性を検討した研究がある（顔麗麗，2009⁵）。しかし、現在の状況を踏まえてこれまでの議論を法律との関係から整理し、入場料の管理体制に関する考察をした研究はない。

(3) 研究目的

以上のことから、本研究では入場料の実態、制度、関連する研究と社会的な議論を把握し、事例から現地での管理運営と入場料の関係を明らかにし、中国における入場料の望ましい管理体制について考察することを目的とする。

(4) 研究方法

(i) 文献調査

文献資料から入場料の歴史と制度の発展、入場料に関する法律を整理し、各世界遺産の公式ホームページ及び新聞記事から世界遺産の入場料の現状と変遷を把握し、雑誌の論文と新聞記事による議論を整理した上で、社会的な議論の変遷を把握する。

(ii) 現地調査

第4章では、中国湖南省の西北部に位置する世界自然遺産の「武陵源の自然景観と歴史地域」を対象地として事例研究を行う。現地調査と管理機関へのヒアリング調査によって、実際の管理運営状況と入場料の収入と利用状況を明らかにする。

2. 入場料に関連する制度、法律

(1) 世界遺産の登録状況と分布

(i) 登録状況

1985年12月12日、中国は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の締約国になった。2017年には中国の世界遺産は52件になり、暫定リストは60件が登録された。そのうち、自然遺産は12件、文化遺産が36件（5件の文化的景観を含む）、複合遺産は4件である。

(ii) 分布

世界遺産の分布は西より東が多く、自然遺産が西南地方に集中していることが分かった。また、複数の遺産を合わせて登録するケース（シリアルノミネーションサイトとトランス・パウンダリー・サイト）が増加している。

中国の34の省級行政区^{注1}の内、27の行政区に世界遺産がある。4件以上の世界遺産を擁する5箇所の行政区には合計25件の世界遺産が集中し、全体の48%を占めている。

(2) 観光地の分類

中国では、観光資源を分類、評価する制度がある。

まず、風景名勝区は国家級と省級があり、世界遺産の登録資産のうち45%が国家級と省級の風景名勝区に指定されている。

また、旅遊景区はA～AAAAA級に分かれており、世界遺産の登録資産の55%が最も評価が高い5A景区に分類されており、良質な旅遊景区とされていることがわかる。

(3) 入場料の定義、歴史と発展

本研究では世界遺産の中で観光地として開放され

ているエリアの入場料を対象とする。文化遺産の場合は施設（お寺、博物館、城など）の入場料があり、自然遺産と複合遺産の場合は公園及びその中の施設などの入場料がある。一つの世界遺産には複数の観光地が含まれ、それぞれ入場料を取ることがある。

入場料に関する記載で最も古いのは「陶庵夢憶」と言われている^{注2}。既往研究によると、1949年に中華人民共和国が成立した後の観光地の入場料制度の発展は三つの段階に分けられる^{注3}。

（i）1980 年以前

旅游景区は全て中央政府の各部署が管理し、福祉事業として扱われ、低価格の入場料の政策が実施された。また、国内観光客と海外観光客、華僑、香港、マカオ、台湾の観光客に対して二重価格制を採用した。国内観光客の入場料は外国等の観光客より安く設定された。

（ii）1980 年代中期から 90 年代中期

この段階で、旅游景区は国家級特殊景区と一般景区に分けられた。国家級特殊景区は一定の規模と影響力があり、当時またはそれ以降に世界遺産登録された景区のことであり、入場料は国家物价局と関連機関が決定する。一般遊覧景区は国家級特殊景区以外の景区のことであり、入場料は地方が管理する。

（iii）1990 年代後期から現在

1996 年の「国家計委關於遊覽參觀点甲乙門票價格並軌的通知」によって国内観光客と海外観光客に対する二重価格制が廃止された^{注4}。

その後、入場料に関連する法律、条例が公表され、制度が充実するようになった。

（4）入場料に関する法律（表 1）

「中華人民共和国價格法」（1998）と「中華人民共和国旅遊法」（2013）はそれぞれ価格と観光の面から入場料の大枠を規定した。1999 年に発表された「遊覽參觀点門票價格管理辦法」が観光地入場料管理の実施方法であり、「風景名勝区条例」（2006）では風景名勝区の入場料管理を定めた。

2000 年以降、国家級特殊観光地の入場料の設定と管理の権利を徐々に国から地方政府に移譲するのに伴い、観光地では入場料の値上げが増加した。このため、中国国家發展改革委員会は観光地の入場料管理を規制し、違反行為を取り締まるために多くの通達を発表した。通達の内容は徐々に細かく、厳しくなる傾向が見える。

こうした国の法律、通知を受け、地方政府は現地の状況に合わせて地方条例を作成している。

表 1. 入場料制度の変遷

年	法律、条例名称	発表機関	入場料に関する内容
1980年代	—	—	・観光は社会福祉事業のため安い入場料 ・国内観光客は海外観光客より安い二重価格体制
1990年代	国家計委關於遊覽參觀点甲乙門票價格並軌的通知	国家計委發展改革委員会 (現在の国家發展改革委員会)	・重価格体制の廃止
1998年	中華人民共和国價格法	第九届全国人民代表大会常務委員会	「政府制定價格認定方法」
1999年	遊覽參觀点門票價格管理辦法	国家計委發展改革委員会	・観光地のチケット価格を管理する部署の設置 ・政府による価格設定とガイド価格の実施
2000年	關於改革国家級特殊遊覽參觀点門票價格管理體制的通知	国家計委發展改革委員会	国家級特別な観光地の価格管理権利を地方に委譲
2005年	關於進一步規範遊覽參觀点門票價格管理工作的通知	国家發展改革委員会	・入場料の価格聴証会制度を完善し、参加者の構成を確認する ・入場料の免除範囲を拡大する
2006年	關於建立遊覽參觀点門票價格及相關信息報告制度通知	国家發展改革委員会	毎年5月までに、各地の入場料の委員会への報告義務付け
2006年	風景名勝区条例	中国國務院	・風景名勝区のチケットの管理機関による販売 ・入場料収入と資源利用費の収支の分離
2007年	關於進一步做好当前遊覽參觀点門票價格管理工作的通知	国家發展改革委員会	入場料の調整期間と幅を制限する
2008年	關於整顿和规范遊覽參觀点門票價格的通知	国家發展改革委員会 和 国家計委	・入場料の管理規範 ・一年間を利用し、全国の観光地の入場料の価格を整理する
2009年	國務院關於加強景区门票價格管理的通知	國務院	入場料調整する半年前に社会に公表する
2010年	關於做好法定節假日期間遊覽參觀点門票和道路客運價格管理工作的通知	国家發展改革委員会	法定の日休みの間あるいはその1ヶ月前に入場料をあげない；「一票制」を徹底する
2012年	關於進一步落實青少年門票價格優惠政策的通知	国家發展改革委員会	青少年に対する割引政策
2013年	中華人民共和國旅遊法	第十二届全国人民代表大会常務委員会	政府定價和政府指導價格による入場料の上限を厳しくコントロール
2014年	國務院關於促進旅遊業改革發展的若干意見	國務院	・入場チケットの予約制度の促進、観光環境容量による観光客数の制限 ・入場料値上げのコントロール、入場料割引政策の執行、入場料価格の表示、価格の監督
2015年	關於景区門票價格专项治理工作的通知	国家發展改革委員会、国家計委	・年間を利用し、全国の観光地の入場料の価格を整理する ・観光地の質の評価と入場料価格の対応

以上から、中国では中央政府による入場料に関する法律、制度の規制が多く、内容も細部にわたっていることが明らかになった。入場料に特化した法律もあることから、国が入場料の問題を重視していることがわかる。その一方で、入場料収入の使途に関する法規制はない。

3. 入場料の現状及び変遷

（1）世界遺産の入場料の現状と特徴

（i）入場料の現状

本研究で対象としたのは全 52 件の世界遺産の中で資産への入場料がないところ、広大で分散しているために把握困難なところを除く 39 件（計 87 箇所）である。そして、それらの所のオンシーズンとオフシーズンの入場料を調べたところ、オンシーズンの最も安いところが 15 元、高いところでは 248 元、平均 95 元である。入場料の価格ごとの世界遺産の数は表 2 の通りである。

入場料の価格と人々の平均収入の関係を見ると、国家統計局のデータでは 2016 年の国民一人当たり月平均収入は約 2801 元（都市部）、1030 元（農村部）であり、オンシーズンの平均入場料 95 元はそれぞれの約 3.4%と 9.2%である^{注5}。都市部の平均収入は農村部の 2 倍以上で、入場料が農村部の平均収入に占める割合が大きい。

表2. 世界遺産の入場料

入場料	オンシーズン入 場料対応する世 界遺産の数	オフシーズン入 場料対応する世 界遺産の数
0-49元	14	11
50-99元	38	10
100-149元	20	13
150-199元	8	1
200元～	7	0
総計	87	35

また、2016年の中国国内旅行者一人当たりの平均消費金額は1009.1元（都市部住民）、576.4元（農村部住民）である。オンシーズンの平均入場料はその9.4%（都市部住民）、16.5%（農村部住民）にあたる。

遺産の種類からオンシーズンの入場料を見ると、文化遺産の平均入場料は84元、自然遺産は210元、複合遺産は154元だった。自然遺産は文化遺産の2.5倍、複合遺産は1.8倍高いことがわかる。

(ii) 料金の特徴

世界遺産の中でオンシーズンとオフシーズンを分けて入場料を制定する観光地が35箇所ある、全てオフシーズンの方がオンシーズンより安い。また、遺産地内の観光バス、ロープウェイなど他の施設は入場料と別料金の所が多い。

その他に観光客層による割引がある。団体客、子ども、学生、シニアなどに対する割引（半額と無料）があるほか、場所によって記者、教師、観光ガイド等職業に応じた割引もある。また、オフシーズン以外にも、祝日や、「世界遺産の日」などのイベントで入場料の割引をする所が増加している。

季節の料金や割引など、入場料が多様化していることが明らかになった。

(2) 入場料の変遷

24件の世界遺産（計28箇所）の入場料変遷の状況を把握しました。

世界遺産の値上げした回数を表3に示した。北京の3箇所の世界遺産は2003年以来値上げをしていない。残りの9割の世界遺産が少なくとも1回は値上げしたことがわかる。1回値上げしたところが最も多く全体の半分を占め、2回が21%と3回が18%である。

また、入場料の値上げ時期を見ると（図1）、2003年～2006年に値上げた世界遺産が13ヶ所であり、全体に占める割合が最も高い。2006年～2009年の間値上げた世界遺産の総数が1ヶ所増えたが、全体

に占める割合が減少している。それ以降は値上げする所は減少し、変動なしの所が増加した。さらに、2012年～2015年には値下げが見られた。

2007年の国家発展改革委員会の通知によって入場料の値上げ幅は全て35%以下とすることが決定された（表4）。年代別で入場料値上げ率を見ると（図2）、各地が入場料の値上げ幅が徐々に小さくなっており、国の政策が影響していると考えられる。

一方、2007年国家発展改革委員会公表した通達で定められた入場料の値上げ幅（表4）と2007年以降の入場料の値上げ率を比べると、2007年5箇所、2009年～2012年の間6箇所が基準に違反して値上げした。国の政策は全体的には影響を与えているが、一部ではルール違反をして入場料を値上げしていることが明らかになった。

表3. 2003年～2017年入場料を値上げた回数

回数	0回	1回	2回	3回	合計
件数	3	14	6	5	28
%	11	50	21	18	100

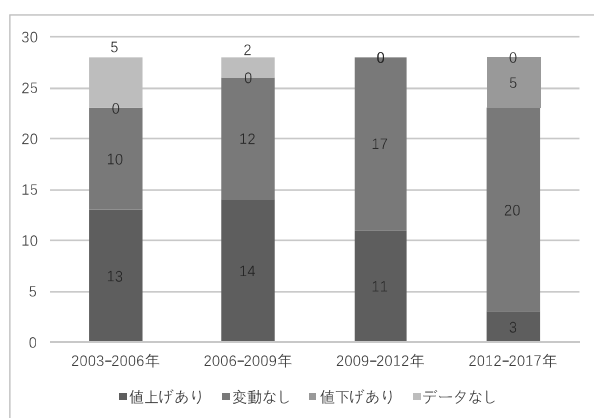


図1. 2003年～2017年入場料が変動した世界遺産の数

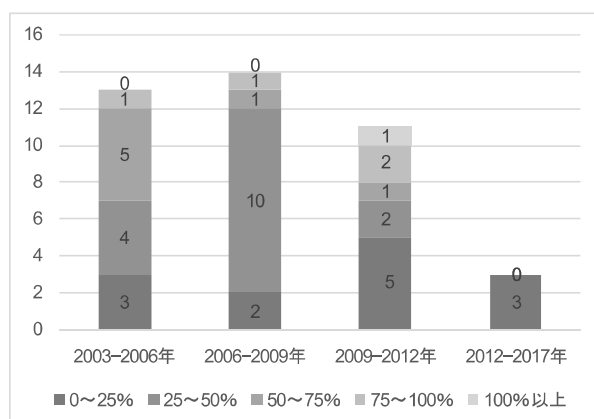


図2. 年代別入場料値上げの幅

表 4. 入場料の価格帯による値上げ幅に関する基準^{注6}

値上げ前の入場料	<50元	50～100元 (<100)	100～200元 (<200)	200元以上 (≥200)
値上げの幅	≤35%	≤30%	≤25%	≤15%

(3) 入場料に関する議論

(i) 雑誌論文による議論

中国の学術検索サイト CNKI^{注7}で「世界遺産門票」というキーワードで検索した結果、学術誌の論文が33件だった。

論文の発表年代から見ると(図3)、世界遺産の入場料に関する論文の最初は2005年であり、この年の論文数が最も多い。2004年11月30日、北京の世界遺産の値上げの聴証会開催の社会的へのインパクトが大きかったためと考えられる。2006年には論文の件数が減り、その後また徐々に増えて、2011年からは再び減る傾向が見える。

(ii) 新聞記事による議論

Baidu 新聞サイト^{注8}で「世界遺産門票」というキーワードで検索した結果、2004年から2017年11月30までの371件を対象に分析した。

年別で新聞記事の件数を見ると、全体的に記事の数が増加していることから、インターネットの普及によって情報発信が便利になり、社会の入場料問題への関心が高まることが分かった。

これらの新聞記事は二種類に分けることができた(図4)。一つは入場料の値上げ、価格変動などの知らせなど、事実を述べている記事であり、225件あり、全体の約60.6%を占める。もう一つは入場料の変動、世界遺産登録などの事実に加えそれに関する意見と議論の記事であり、146件ある。年別で新聞記事の件数を見ると、全体の記事が2010年から増加した。

入場料の価格変動に関する記事を見ると、入場料値上げ、季節の値下げ、イベント・祝日による値下げとその他に分けられる(図5)。入場料値上げに関する記事は少なく、値下げの記事が増えている傾向が分かった。その理由は、2005年に国家発展改革委員会が公表した通達によって入場料の値上げを緩和していることが関係していると考えられる。また、実際の値上げに対して記事数が少ないことから、それぞれの世界遺産の管理者は値上げを少なくともインターネット記事としては公表しておらず、値下げは強調するために公表したのではないかと考えられる。

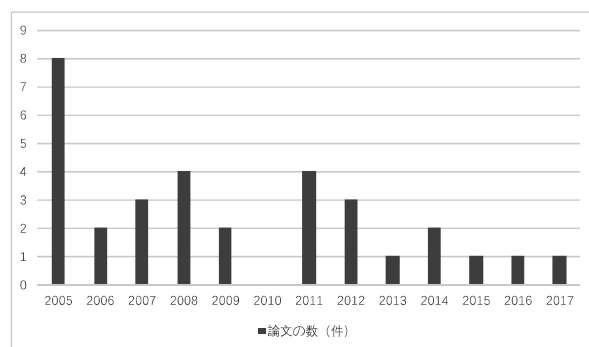


図3. 年代別の論文の件数

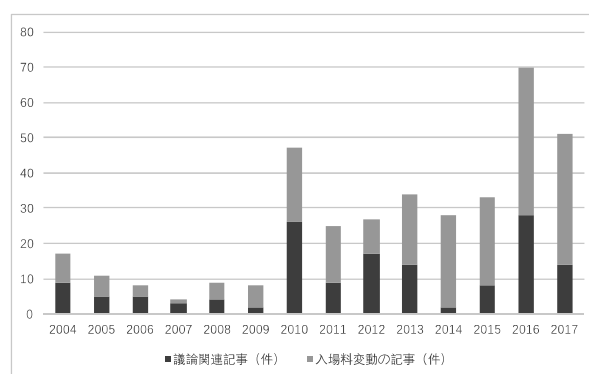


図4. 年代別新聞記事の件数

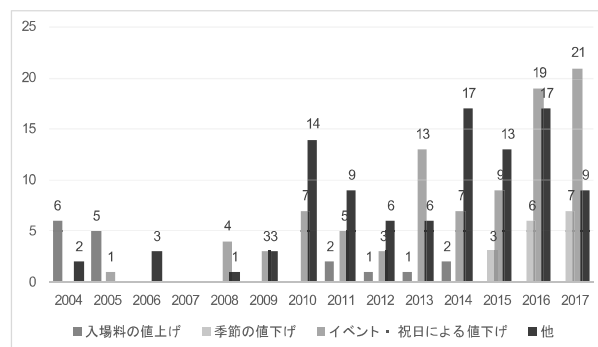


図5. 年別の入場料変動に関する記事

世界遺産の入場料に関する新聞記事と雑誌論文の議論を合わせて見ると、内容はほぼ同じだった。そこから、社会で世界遺産の入場料に関する議論が整理できる。世界遺産の入場料は高く、値上げが頻繁な現状に対し、高い入場料を徴収しても遺産の保護への使用が少ないことが批判されている。また、値上げの原因の分析では政府の管理の問題と法律の規制不足だと考えられている。入場料の問題から世界遺産の保護と持続可能な利用に論じるものが多い。

4. 武陵源風景名勝区

(1) 概要

武陵源は中国の湖南省西北部の張家界市に位置し、1980年代から観光開発され、1992年に「武陵源の自然景観と歴史地域」が世界自然遺産(vii)に登録された。

世界遺産の構成遺産としては主に武陵源風景名勝区を中心に、黄龍洞風景区、宝峰湖風景区と紫霞観風景区4つの観光地がある(図6)。そして、武陵源風景名勝区には張家界森林公園、天子山、楊家界、索溪峪4つの自然地域が含まれる。



図6. 世界遺産の構成遺産
(高德マップより、筆者加筆)

武陵源を対象とした理由は、現在248元の入場料は世界遺産の中で最も高い(共通券がある場所を除く)こと、武陵源風景名勝区内はエコバス、ロープウェイなどで観光資源をつなぎ、エコバス以外の交通手段は全て別料金となる形が中国の自然遺産と複合遺産では一般的であることの2点である。

現在、武陵源核心景区は張家界武陵源風景名勝区と国家森林公園管理局が管理し、異なる会社が三つのロープウェイとエレベーターを経営している。武陵源核心景区以外の黄龍洞風景区、宝峰湖風景区と紫霞関風景区三つの観光地もそれぞれ異なる会社が経営している。

(2) 管理制度及び入場料の変遷

武陵源は観光開発の進展に伴い、管理制度、管理組織が変化している(表5)。観光開発によって、道路、インフラが設備され、三つの地域が統合して遊覧できる範囲が拡大した。そのため、入場料が高くなった。2000年以降、入場料は二回値上げされたほか、チケットの有効期間を延長したり、週間、年間チケットの販売を開始するなど多様化している。

入場料に関する制度については、国の法律を踏まえて、湖南省が制定した入場料に関する規定では、より具体的な内容が定められている。

表5. 武陵源風景名勝区の管理制度及び入場料の変遷

年	管理機関・制度	入場料
1982-1988年	・張家界森林公園、索溪谷、天子山はそれぞれ大庸、慈利、桑植の三つの県に所屬 ・全地域では10数ヶ所の入り口が設置それぞれチケットを販売	観光スポット: 0.5~2元
1989-1996年	・1989年、武陵源区の成立 ・張家界森林公園、索溪谷、天子山を管理	武陵源の入場料: 6元
2001年	・張家界人民政府、武陵源区人民政府と張家界森林公園が共同管理 ・武陵源核心景区門票管理事務所と武陵源区旅遊産業發展有限公司が設立	108元(二日間有効)
2003年	エコバスの運行開始	入場料: 108元+エコバス50元=158元
2005年	—	入場料: 180元+エコバス65元=245元
2010年	—	298元の週間のチケットが発売
2012年	—	有効期間: 2日間 → 3日間
2014年	—	チケット: 4日間有効 年間バス: 298元
2015年	張家界武陵源風景名勝区と国家森林公園管理局の設立、統一管理開始	入場料: 180元+エコバス65元+保険3元=248元

(3) 入場料の構成と使途

(i) 入場料の構成

現地調査で得た2000年、2005年の入場料の構成表によると、2005年の入場料値上げは運営コスト、インフラ建設費、資源有償使用費の増加による影響が大きいと考えられる。この三つの項目は入場料の構成に占める割合が最も大きい。しかし、三つ項目の費用が具体的に何を含むかは不明である。

また、遺産保護との関連が想定される項目として、2000年の入場料構成のうち、景区資源保護費は7%のみで、2005年には景区資源保護費がなくなり、資源有償使用費に含まれるようになったと考えられる。

(ii) 入場料収入の使途

ヒアリング調査により、現在武陵源風景名勝区の管理局に分配された入場料収入は主に風景区の日常運営、人件費に使われていることが明らかになった。大規模な修繕工事、施設の建設、遊歩道整備などのプロジェクトは別に申請書を作成し、武陵源区政府に申し込まなければならない。現在は武陵源の行政運営の費用の8割が入場料収入から充当されている。

武陵源風景名勝区の248元の入場料は最も高い入場料であり、地区内の交通手段は別料金であるため、観光の費用は高い。しかし、一方で莫大な運営費用が必要であり、運営費用の8割を入場料でまかなっている現状から現在の入場料の価格が必要であると考えられる。

5. 結論

本研究では入場料に関する法律、制度を整理した。中国の中央政府は多くの入場料に関する法律、通達を公表し、その内容は現状に応じて、徐々に細かく、厳しくなる傾向にある。これらの法律、通達の規制によって、観光地では時期や入場者、有効期間などによって多様な割引チケットが販売されている。

しかし、実際の入場料の値上げ状況を見ると、中央政府が出した政策と地方の実施状況は必ずしも一致していないことが明らかになった。中央政府による法律の公表後、地方の法律の実施状況に対する把握、監督が十分ではないと考えられる。

世界遺産の入場料の現状と変遷をみると、入場料は文化遺産より自然遺産の方が高く、15 元から 200 元を超える所まで大きな差がある。特に自然遺産と複合遺産では入場料以外に地区内の交通手段が別料金であり、観光の費用が高くなる。また、近年の入場料頻繁な値上げ、入場料収入と使途の情報の非公開などによって、社会的議論が多いと考えられる。

実際の入場料の変遷と新聞記事を合わせて見ると、入場料の値下げが多く報道されるが、値上げの記事件数が実際の状況を反映していないことがわかった。

世界遺産保護の資金は入場料収入のほか、主に政府から補助金と観光地の経営収入である。遺産保護への注目が高まるにつれて、政府からの補助金が増加しているが、数多くの遺産に莫大なコストが必要であり補助金が不足している。遺産を保護するためには、入場料収入と経営収入が大切であり、二つの収入がいかに有効に遺産の保護に利用されるのかを考慮すべきである。しかし、現在の法制度には入場料収入の具体的な使途については定められていない。

武陵源の事例からは、自然遺産の値上げの原因となった開発の状況および複雑な管理、運営状況が明らかになり、入場料の中で最も大きい割合を占めているインフラ建設費と管理運営コストが増加したことが入場料値上げに影響したと考えられる。しかし、それらの費用の詳細については不明である。また、管理局に分配された入場料収入は全て日常管理運営に使われ、管理運営費用の 8 割を占めることから、他の収入が少なく入場料収入に依存する現状が明らかになった。

これらの課題に対し、まず、世界遺産の保護と入場料管理に関する法制度の実施状況を徹底するために、監督を強化し、違法行為に対する罰則規定を設

けることが考えられる。

次に、入場料の設定と利用状況に対する情報を公開し、社会からの監視を強化することが必要である。現在の入場料を設定する過程、実際の入場料収入の利用状況を社会に公開し、理解を得る必要がある。

最後に、世界遺産の管理機関は社会寄付の促進、経営事業を増やすなどの方法で全体的収入を増やし、管理運営に充てることも検討するべきである。

世界遺産の管理者は観光開発より遺産維持保護を優先し、入場料収入を管理運営だけでなく遺産の保護に利用するべきだと考える。

参考文献：

- 1) 張健華、余健輝：世界遺産景区門票漲價原因的置疑、中国物価、2007
- 2) 黄秀琳：中国世界遺産地旅游門票漲價弊端及其解決路徑、經濟問題探索、(10)、79-84、2011
- 3) 方璇：遺產類景区門票價格管理研究、哈爾濱商業大學學報（社會科學版）、2008
- 4) 黄英：我國世界遺產景区門票價格管理研究、價格理論與實踐・市場編、2011
- 5) 顏麗麗：國外遺產旅遊的管理經驗對我國的啟示、黑河學刊、2009

注釈：

- 1) 中華人民共和國の行政区分は、基本的には省級、地級、県級、郷級という 4 層の行政区のピラミッド構造からなる。郷級の下には住民自治の基礎組織居委会と村委会などが設けられている。http://www.gov.cn/guoqing/2005-09/13/content_5043917.htm (2017/12/7 訪問)
- 2) 「陶庵夢憶」は明朝の散文集、張岱が甲申明亡（1644 年）後に自分の体験によって作成したが、1775 年ごろに出版された。
- 3) 「門票的發展簡況」<http://www.doc88.com/p-1186637292817.html> (2017/12/7 訪問)
- 4) 中華人民共和國國家計划委員會（略称：國家計委）は 1952 年に成立された國務院に属する行政部門、現在の國家發展改革委員會（略称：國家發改委）になった。經濟と社會の政策の研究、經濟のマクロ調整などを行う。
- 5) 國家統計局ホームページによる。<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01> (2017/12/1 訪問)
- 6) 2007 年國家發展改革委員會公表した「關於進一步作好当前遊覽參觀點門票價格管理工作的通知」により作成。http://www.ndrc.gov.cn/zwfwx/zfdj/jggg/200702/t20070202_128814.html (2017/12/31 訪問)
- 7) CNKI (China National Knowledge Infrastructure の簡略) は社會の知識資源の共有と傳播のインターネットプラットフォームを提供する。CNKI は情報量が最も多い中国語サイトだと言われ、その内容が明確な出典があり、信頼性が高いと言われる。<http://cnki.net/gycnki/gycnki.htm> (2017/12/21 訪問)
- 8) Baidu (百度) 新聞 サイトは 2003 年 11 月 4 日から発足した新聞検索サイトで、新聞源が 500 以上の新聞サイトを含めている。<http://news.baidu.com> (2017/12/31 訪問)